

香取市いじめの防止等のための基本的な方針

第2次香取市教育ビジョン・前期教育振興基本計画・施策大綱1「明日を拓く、人間力を育てる学校教育の推進」の実現を目指し、いじめ防止等の推進を次のように行う。

1 いじめに対する基本的な考え方

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する小・中学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法・第2条）と定義する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

2 いじめの形態（具体的な内容）

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

3 いじめ防止等のための方針

- (1) 人権意識の向上や規範意識の醸成を図るとともに、生命を大切にす
る心を育むことによって、いじめの防止・早期発見に努める。
- (2) 児童生徒のコミュニケーション能力の向上を図るとともに、豊かな
人間関係づくりを推進する中で、いじめの防止・早期発見に努める。
- (3) 発達の段階に即した確かな児童生徒理解、教育相談の重視、全職員
による一貫性のある組織的な指導の中で、いじめの防止・早期発見に
努める。

- (4) 学校全体での暴力・暴言を排除、過度な競争意識や勝利至上主義等、児童生徒のストレスを高める指導を見直す中で、いじめの防止に努める。
- (5) 学校と家庭・地域・関係機関が連携・協働して、いじめの早期発見に適切に努めるとともに、発生時には毅然と対処し、継続的にその指導にあたる。

4 いじめの防止等のために香取市が実施すべき施策

いじめは重大な人権侵害であり、全ての児童生徒が「いじめは絶対に許されない」と正しく認識すること、いじめへの対処を理解し行動できる力を身に付けることを中核とし、香取市は取り組む。

- (1) 「香取市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例」に基づき香取市いじめ問題対策連絡協議会、香取市いじめ問題調査委員会等の組織を設置する。

①香取市いじめ問題対策連絡協議会

いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）に関係する機関及び団体との連携その他いじめ防止等の対策を推進するために必要な事項に関し、連絡及び協議を行う。委員として、学校の教職員、市の職員、関係行政機関の職員、関係団体の代表者、識見を有する者等を任命する。

②香取市いじめ問題調査委員会

いじめ防止等のための対策や重大事態に係る調査、その他教育委員会が必要と認める事項についての調査審議を行う。委員として、弁護士、医師、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者、識見を有する者を委員として任命する。

- (2) 学校は「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を置く。

いじめを発見した場合や、いじめの疑いに関する情報を得た場合は、共有し組織的な体制をとる。特に事実関係の把握やいじめであるか否かの判断は組織的に行い、事案によっては関係機関と速やかに連携する。また、児童生徒が「いじめを放置しない」ことを可能にする規律ある学校環境、学校内外の相談体制を整える。

5 具体的な取組と内容

家庭での人権意識や規範意識の醸成を基盤とし、学校・地域が一体となって、児童生徒の思いやりのある「豊かな心」を育む。また、小・中学校に対しては、以下の重点事項を中心に、教育委員会が指導・支

援にあたる。

①道徳教育・体験活動等の推進

家庭・地域の協力を得ながら、道徳教育・特別活動、及び体験活動、また、学校の全教育活動を通していじめが起きにくく、いじめを許さない環境をつくるよう支援する。

②早期発見のための措置

いじめ対策マニュアルの作成、生徒指導主任等対象の研修会、指導主事の学校訪問等を通して、小・中学校のいじめ等の未然防止、早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応が取れるよう指導・支援する。

③相談体制の整備

県から派遣されているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用するとともに、学校保健支援員等を配置し相談体制の充実を図る。また、児童生徒・保護者対象に、いじめ等の相談ダイヤル「香取市ほっとダイヤル」、「香取市いじめメール相談」リーフレットを配付し、児童生徒・保護者の相談に適切に応じ、当該学校と連携してその支援・解決にあたる。

④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

児童生徒への情報モラル教室の充実を図るための支援と、研修等を通じて職員及び保護者への啓発を行う。また、県のネットパトロールと連携し、ネットいじめ事案に対処する体制の整備を行う。

⑤いじめ防止等の対策に従事する人材の資質の向上

学校職員を対象に、不登校・いじめ等問題対応研修会を実施するとともに「教職員用生徒指導力向上リーフレット」を配付し、校内のいじめ問題に従事する人材の資質向上に取り組む。

⑥長期休業における取組

全国的な統計によると、長期休業明けに児童生徒の自殺が急増することから、特に悩みを抱える児童生徒への休業中の家庭訪問の実施や家庭との連携に努める。また、リーフレットによる相談窓口の周知や、休業明けの管理職を含めた情報共有と、保護者や関係機関と連携した組織的な対応に努める。

⑦啓発活動

「学校・家庭・地域が一体となったストップいじめ」リーフレット等を児童生徒・保護者に配付、また香取市のホームページで公開する中で、家庭・地域と一体となって、児童生徒にとって安心安全な環境づくりに努める。

⑧調査・報告

小・中学校が実施する児童生徒や保護者への定期的なアンケート調査や教育相談等で得たいじめ等の情報・実態の報告を受け、各学校と連携・協力し、児童生徒及び保護者の支援を実施する。

⑨いじめの解消

いじめ事案が発生した場合は、被害児童生徒を徹底して守り通す。また、いじめ問題への対処に際しては、保護者等への正確でいねいな説明を心がけるとともに、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認するよう指導する。

⑩出席停止制度等の適切な運用

他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為については、別室での学習指導を含め対応するとともに、香取市立小学校及び中学校管理規則第に従い、出席停止の措置を適切に講ずる。

⑪重大事態への対処

「改訂：いじめ重大事態に係る報告・調査の指針」により、学校と教育委員会が連携して適切な対応・調査を行う。また、学校に設置された組織での調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断したときは、香取市いじめ問題調査委員会で、当該重大事態に係る調査を行い、適切に対処する。また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したもものとして対処する。

⑫点検評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を、学校評価の評価項目に位置づけ、職員の意識を高め、改善に努めるよう指導する。